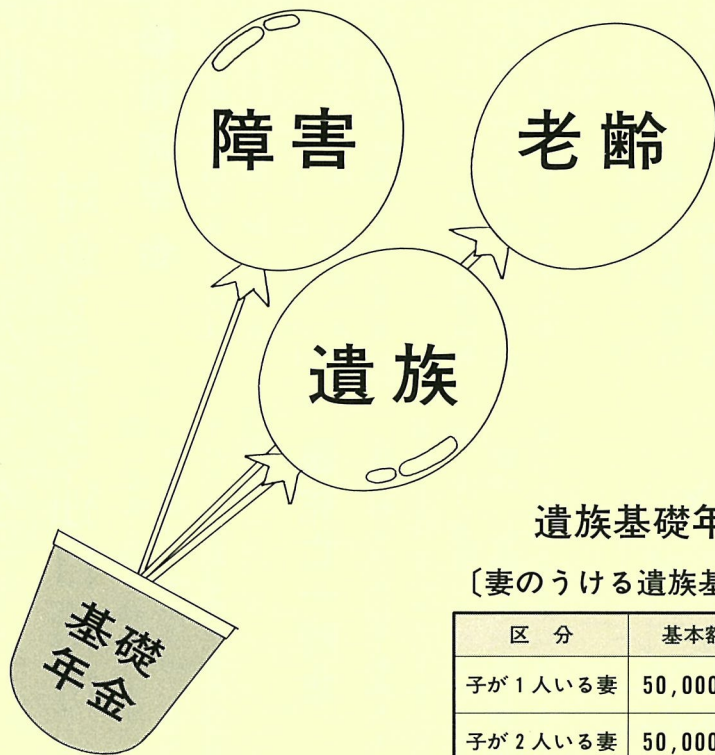


3

働き手を亡くした 母子・遺児には

遺族基礎年金

遺族基礎年金は、いまの母子年金、準母子年金、遺児年金が統一されたものです。加入者が亡くなったとき、その人の収入で生活していた子のある妻または子が受けられます。ただし、亡くなった人に、保



障害年金などは 年金額が アップします

基礎年金の発足に伴い、すでに障害年金、母子（準母子）年金、遺児年金を受けている方の年金額は、基礎年金と同様の水準に引き上げられます。

遺族基礎年金の額(月額)

〔妻のうける遺族基礎年金〕

区分	基本額	子の加算	合計
子が1人いる妻	50,000円	15,000円	65,000円
子が2人いる妻	50,000円	30,000円	80,000円
子が3人いる妻	50,000円	35,000円	85,000円

〔子のうける遺族基礎年金〕

区分	基本額	加算	合計
1人のとき	50,000円	—	50,000円
2人のとき	50,000円	15,000円	65,000円
3人のとき	50,000円	20,000円	70,000円

保険料の未納期間が加入期間の三分の一以上あるときは受けられません。年金の月額は、表のとおりです。子のある妻が受ける場合は、子の加算額が、子が受ける場合は、二人目以降に加算額がそれぞれプラスされます。

国民年金に加入している サラリーマンの奥さんへ!



昭和六十一年四月の改正にそなえて、現在、国民年金に任意加入している方は、あらかじめ届出をしておいていただくことになります。一、届出の必要な方は、次のいずれにもあてはまる方です。

- (1) あなたの夫が、厚生年金又は船員保険の加入者であること。
- (2) あなたの夫が、大正十年四月二日以後に生まれただ方であること。
- (3) あなたが、主として夫の収入で生計を維持して

いること。（例えば、あなたが夫の健康保険で扶養者となっているような場合をいいます）

二、届出の方法
○十一月初めに社会保険庁から届出用紙が送付されます。

○必要事項を記入し、夫の勤務先で確認を受ける。

○役場年金係まで直接持参してください。（郵送でもかまいません。）

○夫の勤務先で確認を受けない場合には、次の書類を持参してください。

〔厚生年金〕健康保険者証、夫の年金手帳（又は厚生年金保険被保険者証）

〔船員保険〕船員保険被扶養者証、夫の年金手帳（又は船員保険年金番号証）

三、その他の注意事項
夫が共済組合の加入者である場合は、届出用紙が送付されても届出の必要はありません。（共済組合の法改正後になります。）

この取扱いは、厚生年金又は船員保険に加入している妻に扶養されている夫の場合も同様です。

届出の必要な方で、届書が送付されなかった場合、その他詳しいことは国民年金係まで。

TEL(四)二一―一(代)
有線二〇三―一〇三